

新たな市指定重要文化財の指定について
次の物件を藤沢市指定重要文化財に指定する。

2021年（令和3年）9月16日提出

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将 宏

指定物件

区分	有形文化財
文化財の種類	建造物
名称	龍口寺本堂（附 龍図外陣天井絵、龍図須弥壇 背面板戸絵、厨子、天保4年銘賽銭箱） 山門、五重塔
数量	本堂1棟 山門1基 五重塔1基
所在地	藤沢市片瀬3丁目2820番7外 龍口寺
管理者の住所・氏名	藤沢市片瀬3丁目13番37号 宗教法人 龍口寺
指定物件の概要	天保3年（1832）に再建された本堂と内部 の天井絵、板戸絵、厨子、賽銭箱 元治元年（1864）上棟の山門、 明治43年（1910）竣工の五重塔

提案理由

この議案を提出したのは、当該建造物の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例 抜粋

(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者（以下「所有者等」という。）の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

龍口寺本堂（附 龍口外陣天井絵、龍口須弥壇背面板戸絵、厨子、天保四年銘賽銭箱）・山門・五重塔

指定名称 龍口寺本堂1棟・山門1基・五重塔1基
指定分野 建造物
所在地 藤沢市片瀬3丁目2820番7外 龍口寺境内
管理者 藤沢市片瀬3丁目13番37号 宗教法人 龍口寺

内 容

本堂は天保3年（1832）竣工、日蓮宗の寺院としては神奈川県屈指の
大堂であり、幕末らしい開放的な構成と豊富な彫物を特徴とし、材料・造作
及び彫物など細部装飾の質が高い。また、狩野派の絵師による天井絵、板戸
絵、本堂と同時期に制作された厨子、天保4年銘が刻まれた賽銭箱は附の扱
いとする。

大きさ 桁行（正面）21.06m 梁間（奥行）21.48m



龍口寺 本堂



附 本堂外陣天井絵



附 須弥壇背面板戸絵



附 厨子



附 賽銭箱

山門は最も格式の高い四脚門形式の向唐門で、棟札により元治元年（1864）に大阪の豪商加嶋屋作五郎の寄進により建立されたことが分かる。材が太く、軒の出が大きい安定感のあるプロポーションとなっている。江戸後藤流の流れを汲む彫師による彫刻は、中国画題を多用し、木目を活かした彫りが精緻で表情豊かに表現されている。

大きさ 間口約3.9m 奥行 約3.4m



龍口寺 山門

五重塔は、初層から四層は二軒・^{ふたのき}繁垂木、五層のみ二軒・扇垂木とする。初層から四層の24面に「日蓮上人一代記」の彫刻が彫られている。彫師は、藤沢住人一元安信で鑿跡を活かした深い彫りは表情豊かである。棟札から明治25年（1892）に建立が発願され、明治27年（1894）に旧尾張徳川家の御大工・11代竹中藤右衛門（後の竹中工務店）に工事を申し付ける。起工は明治31年（1898）、落成式は明治43年（1910）であった。近代に入ってからのものであるが、緻密な細部を持つ本格的な五重塔であり、神奈川県内では創建時の場所に現存する唯一の木造塔としても貴重である。

大きさ 梁間3間・桁行3間（4.58m）、高さ25.235m



龍口寺 五重塔